

※録音から文字をおこしたものです。内容を変えないように、てにをはや言い回しなどを訂正しています。また補足説明をしている部分は () で示しました。正式なものは、議事録をご覧ください。

《総務部に関連する質問》

【付託案件】

○よしまた議員

おはようございます。

議案第10号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案」についてうかがいますが、今回提案されてる議案の中には、成年被後見人及び被保佐人を外すと。この議会には、国会で欠格条項を廃止したとことにもなう措置のものが幾つか出ています。このうち本委員会では、議案第10号、議案第21号がそれに該当しますので、それぞれお聞きしていきたい。

この欠格条項を廃止した事によって、成年被後見人だという事で一律に排除するという事はしないと。その代わりに、個別の審査でしっかりやるという事が法改正の趣旨だったと思いますので、その事がどうなっているのかを中心に、まずお伺いしたいと思います。

まず議案第10号の方ですが、この条例改正の趣旨についてお伺いします。

○石坂人事課長

条例改正の内容についてお答えいたします。

改正条例案は、職員等の旅費に関する条例及び職員の退職手当に関する条例等を改正するものでございます。

これらの条例では、成年被後見人等に該当し、失職した職員に、旅費及び退職手当を支給する事を定めておりますが、今回地方公務員法においては、成年被後見人である事などを理由として、一律に失職する事がないよう、規定が削除された事で、当該規定を引用している条例の規定について所要の整理を行う事としたものでございます。

○よしまた議員

成年被後見人という事で排除しない、ということが生きたという事だと思います。

公務員試験がある場合と違って、次の議案第21号「青森県証紙条例の一部を改正する条例案」に関わっては、売りさばき人指定の問題です。この売りさばき人の指定を受ける事のできないものの要件から、成年被後見人および被保佐人を削除した事にもない、新たに講じる措置についてお伺いします。

○三浦会計管理課長

今回の条例改正は、証紙売りさばき人の指定を受ける事ができないとしている者から、成年被後見人および被保佐人を削除するものですが、その趣旨は、証紙の売りさばき人の指定を受けようとする者が、成年被後見人および被保佐人である事を理由として、一律に排除する事はせず、精神の機能の障害状況を個別に審査し、売りさばき人として必要な能力の有無を確認したうえで、指定の適否を判断する事にあります。

このため条例改正に合わせ、証紙売りさばき人の指定等に係る事務取扱要領において、売りさばき人として相応しくない事由があると認められる者の一つとして、精神の機能の障害により、売りさばき人の業務を適正に行うにあたって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う事が出来ない者を新たに定め、申請者ごとに売りさばき人の指定の適否を判断する事としております。

○よしまた議員

その指定の適否を判断する事にしているという答弁でした。

その指定の判断は具体的にどのように行われることになるのでしょうか？

○三浦会計管理課長

現在は、売りさばき人の指定申請の際に、成年被後見人等として記載されていない事の

証明書を提出して頂いております。それにより成年被後見人等の該当の有無を確認していますが、条例改正後はこの証明書の提出は不要となります。

改正後はこれに代わり、新たに、売りさばき人の業務を適正に行うにあたって、必要な認知、判断及び意思疎通の能力に支障の無いことの更新手帳を提出して頂くとともに、申請者との面談、申請書類に関する質疑応答、売りさばき場所の現地調査を通じて、申請者が売りさばき人の業務が適正に行っていく事に支障がないかを個別に審査し判断していく事となります。

審査に付きましては、売りさばき人の指定が適切に行われるように慎重に進めて参ります。

○よしまた議員

このもととなった法案には我が党も賛成して全会一致で決まっております。ことは人権の問題だという事ですし、その事が条例案にもこうして出てきたという事ですので、この2つの法案には賛成するという事を述べておきたいと思っております。

次に、議案第22号「青森県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例案」についてお伺いします。

昨日質疑の中で、概要について答弁もありました。

電子データでも入稿する事ができるという条例改正だという事ですが、具体的に聞きますが、これまで紙で出していた物を電子データつまりPDFという形で提出できるという事で理解して良いでしょうか。

○米田選挙管理委員会事務局長

見込みの通りでして、これまでは立候補予定者の説明会で紙の原稿用紙のみを配布しておりましたが、今後は紙の原稿用紙に加えまして電子データが入ったCD-Rも同時に渡す事にしておりまして、こちらの電子データにもデータを記録したものを提出する事ができるようになります。

○よしまた議員

それ（CD-R）を貰って作って、PDFという形で入稿できるという事だと思います。

それでこのやり方は、今回提案されているのは県議会議員選挙ですが、昨日も答弁ありましたが国政選挙と知事選挙が法改正で行われる。

そうすると今年の夏の参議院選挙はこういう電子データでも可能な形で選挙広報の入稿という形があったと思いますが、その際、課題になったことや上手くいったこと、あるいは電子データの入稿が無かったのか、その辺の事情を教えてください。

○米田選挙管理委員会事務局長

まず本年6月に法改正がなされた事から、6月上旬に執行された選挙においては対象にならずにですね、選挙公報が5月中に発行されておりますので、知事選挙については従来通り紙で原稿提出となっております。今年7月に執行されました参議院青森県選挙区選出議員選挙において、3名の候補者全員が、掲載文を電子データにより提出した所あります。

電子データによる選挙公報文の提出について、特段の問題は無かったと認識しております。

○よしまた議員

既に実行されていて、特段問題はなかったという事でした。

私も（選挙公報を）作りますから、選挙公報を作る方は当然パソコンで作って、パソコンで作ればイラストレーターを使っていらっしゃると思うんですけど、イラストレーターならすぐPDFに変換できる、従って打ち出さずに提出できるというのは利便性が向上するという事になると思います。

昨日の質疑でもやられていましたが、音声対応の問題があります。

それで従来だと——つまり紙の提出だと、フリガナを朱書きにして赤で書いて、読みを間違えないように提出していました。私なんかもよく間違われますけれども、“吉俣洋”が“よう”で指定しないとなかなかわからない。したがって朱書きが必要だったと。

今回電子データなどでこの朱書きの扱い、音声データ対応の為の扱いというのはどういう形になるでしょうか。

○米田選挙管理委員会事務局長

これまで朱書きでフリガナと読みの順番を付けて頂いておりました。

こちらについては、選挙公報の概要を、視力の障害がある有権者の方にも届けるために、選挙のお知らせ音声版という物を作っています。そちらを作成する際に必要となる事からやっておりました。

今後ですね、電子データで入稿できるようになりますけれども、その場合であっても、こちらの選挙のお知らせ音声版は引き続き作成をしていきたいと思っておりますので、赤書きは引き続きお願いしていく事を想定しております。先ほど昨日の答弁でもありましたけれども、音声の読み上げソフトに対応したデータという物は別途ございまして、音声読み上げソフトに対応した選挙公報文PDFを提出して頂いた場合は、そちらがですね、パソコンの機能、音声読み上げソフトの仕様と言いますかによってですね、正確に読み上げられない場合もあるとは聞いております。

○よしまた議員

読み上げソフトに正確に対応できない場合もあると、たぶん私の名前なども”洋”などは普通に読めばヒロシになってしまうと思うので、正確に読み取れない事がわかっている事はどういう風に対応されますか。

○米田選挙管理委員会事務局長

先ほど答弁しました7月の参議院議員選挙において、音声読み上げソフトに対応した選挙公報掲載文を提出した方は1名となっております。

事実その方の読み上げデータもですね、パソコンによっては、正しく読み上げられない様な事があったという風に確認しております。この件について参議院選挙を総括的管理しております総務省においてはですね、有権者のパソコンのソフトによって読み上げ方が変わる以上に、選挙管理委員会の方で正しく

読み上げられる事を担保するのは難しいという見解が示されてまして、県選管としましても同じような事でやむを得ないものと考えておりますので、読み上げデータを作成する候補者の方に、有権者の方のパソコンの読み上げソフトによっては、正しく読み上げられない可能性があるという注意を喚起した上で、この提出データの提出するか否かを判断して頂きたいという風に思っております。

ただし先ほど申し上げました通り、正しい読み方で読み上げられる選挙のお知らせ音声版それと点字版、これは引き続き作成して参りますので、こちらはですね一般社団法人の青森県視覚障害者福祉協会と連携して希望する方全員に送付している所ですので、そういった形で対応していきたいと思っておりますのでご理解頂ければと思います。

○よしまた議員

整理をしますと、これからも紙・ペーパーで出す事は当然ありうると。その場合は朱書きでこれまで通りやると。

電子データで出す場合は、電子データを入稿すれば、これを各家庭のパソコンが各家庭に入っている読み上げソフトでそれを読み取るためにそこに誤読がありうるといことなんだと思います。それは避けられないことだと。代替の措置もしっかりとるといことのでしたので、せひ正確を期すように頑張っておきたいと思っております。

小比類巻議員の質疑でありましたが、今回、給与の改定が出ています。基本的には賃上げに繋がっていく事で我々は賛成したいと思っておりますが、特別職と県会議員については県民の受け止めとの関係で賛同できないと一言述べて終えたいと思っております。

【所管事項】

○よしまた議員

昨日質疑で、教職員に関する問題を聞きましたので、この委員会では知事部局の職員のうち非常勤事務員の給与についていくつかお聞きしたいと思います。

最初に問題意識を言いますが、昨日の質疑で紹介した本村議員の国会での質問の中で、すでに来年度の会計年度任用職員の給与について、いくつかの地方自治体が、手当は新たに出すが、その分月給は下げるという提案がある事が問題になっています。近畿のある自治体では、2～4万円月給が下がると提示されて、保育士の7割の人が「それなら仕事やめる」と答えたという結果もあったと。

この質問の中で高市総務大臣は、これは昨日紹介していますが「地方財政計画に計上すれば、適切に財源を確保する」と答弁しているんですけど、さらにこうも言っています。

「財政上の制約のみを理由に新たな期末手当を支給する一方で、給料や報酬を削減する事は適切ではありません。」

こう言ってるんですね。

昨日紹介した総務省のマニュアルなども当然知事部局にも該当するものになってくると思えます。

そこでまず、来年度から会計年度任用職員として任用される知事部局の非常勤事務局の給与はどのようになるのか答弁をお願いします。

○石坂人事課長

知事部局の会計年度職員の内、人事課が採用試験を行っている非常勤職員で、令和2年4月から、1年間任用する場合の例に説明をさせていただきます。

まず給与に付きましては、基本給の他、支給要件に応じて通勤費及び期末手当が支給される事となります。このうち基本給は、個々の職務経験等に応じて月額を決定する事としており、週29時間勤務のパートタイムの場合は10万7,800円から11万1,200円、フルタイムの場合は14万4,100円から14万8,600円となっております。また通勤費については、常勤職員の通勤手当と同様に算定した額を支給し、期末手当についても常勤職員と同様に算定した額を新たに支給する事としております。

この事により現在の年収と比較いたしますとパートタイムの非常勤事務員で6万円から17万円程度、フルタイムで33万円から

39万円程度増加となる見込みです。

○よしまた議員

ありがとうございます。

手当の支給と月給の切り下げをバーターでやるような事は無いという事ですね。

もう一度お願いします。

○石坂人事課長

非常勤職員の基本給につきましては、先ほどご紹介にありました国のマニュアルに沿って決定しております。さらに新たに支給する期末手当に付きましても常勤職員と同じ制度を適用するという事でございます。

○よしまた議員

今回の補正予算のように、給与改定は当年度の4月1日に訴求して改定される事になりますが、知事部局の非常勤事務員の給与改定時期はいつ頃になるのでしょうか？

○石坂人事課長

非常勤事務員に付きましては、各年度の募集の都度、任用期間、給与、勤務時間等の勤務条件を明示しており、応募者は明示された勤務条件前提に当該任用期間について実際の任用を希望するかどうかを判断する事になります。

非常勤事務員について、常勤職員と同様に年度途中で給与改定を行う事は、応募時との勤務状況の変動特に給与の引き下げ改定に伴う場合は、任用当初に見込まれた当初の収入は下がる事があるなど、生活への影響も考えられます事から、年度単位の任用を前提とした非常勤事務員に給与改定という仕組みを適用する事は適当ではないと考えてございます。

このため常勤職員給与改正の内容はこれまでと同様に翌年度から任用する者に明示する勤務条件の中で反映する事としております。

○よしまた議員

わかりました。終わりたいと思います。

《企画政策部に関連する質問》

【付託案件】

○よしまた議員

議案第1号「令和元年度青森県一般会計補正予算（第2号）案」のうち、＜歳出2款2項4目 総合交通対策費＞青森・ソウル線維持緊急対策事業費について、路線運航支援についてお聞きします。

昨日も質疑で答弁がありました。それを前提にお聞きします。

この事業費は、青森空港国際化促進協議会を通じて執行され、それは利用促進対策という事と利用運航支援という2つに区分されるという事でした。

それぞれについてお聞きします。まず利用促進対策についてその内容をお伺いします。

○奈良交通政策課長

青森・ソウル線路線維持緊急対策事業は、青森・ソウル線が日韓関係の悪化により、非常に厳しい利用状況にあることをふまえ、青森空港ビルとともに、青森空港国際化促進協議会が実施する利用促進対策及び路線運航に対する支援に要する経費を支出する事です。

現在予定している利用促進策の内容につきましては、日本からのアウトバウンド対策として、バンコクなど仁川空港での乗り継ぎ利用によるビヨンドソウル旅行商品や、県内大学生の春休み期間における青森空港発の海外旅行商品への造成支援のほか、ソウル線を利用した県内高校生等の語学研修など教育旅行への支援額の拡大などとなっています。

またインバウンド対策として大韓航空と連携し乗り継ぎ利用による中国からのスキー客等の誘客に取り組む事としています。

○よしまた議員

確認ですが、いまおっしゃった利用促進対策全体のメニューですが、これはこれまでも取り組まれてきた対策ですね。

○奈良交通政策課長

項目と言いますか、基本的に項目としては

これまで取り組まれてきたものとなりますが、今回ですね「逆ビヨンド」という事で大韓航空と連携しまして、乗り継ぎ利用で中国からのスキー客の方の誘客というのは新しい取り組みになるかと思います。

○よしまた議員

個別のものはともかく、全体としてこれまで取り組まれてきたものですから、それなりの効果も感じ更に上積みするという提案だと理解して良いでしょうか。

○奈良交通政策課長

そのように理解していただいて結構です。

○よしまた議員

それではそのうちのメニューの一つだけちょっとお聞きします。

大学生の海外旅行、春休みの旅行に青森空港から出て行ってもらうための対策費というものがあります。この内容について教えてください。

○奈良交通政策課長

本県の大学生につきましては、深夜バスを利用して県内から東京まで移動しまして成田空港また羽田空港から海外旅行に出発する方が多いとの事でございます。

このため今回、成田空港や羽田空港の発着の旅行商品と比較した際に魅力的な価格設定となる青森空港発着の旅行商品造成による学生限定キャンペーンを実施すると共に、SNS等を通じた情報発信を行う事を検討しているところです。

また大韓航空青森支店では、県内の大学において学生を対象とした旅行商品の説明会を開催するなど、直接、青森・ソウル便を利用した旅行をPRする事としているとの事です。

○よしまた議員

どれぐらい効果が出てくると見込んでいるものでしょうか。

○奈良交通政策課長

事業費の積算上、3月に50人分の事務費

を見積もって、50人の方——大学生がですね、春休みに仁川経由で旅行していただくというような効果を見込んでございます。

○よしまた議員

人数も聞こうと思っていて、50人という事でしたのでわかりました。

もう一つの路線運航支援について伺います。この路線運航支援全体の内容について教えてください。

○奈良交通政策課長

路線運航支援の内容は青森空港国際化促進協議会が、青森・ソウル線を運航する大韓航空に対して航空機の地上走行の支援や、航空機に付着する雪氷の防除などを行うグランドハンドリング業務に要する経費の二分の一に相当する額を、来年3月末までの運航分について支援をするものです。

県といたしましては、今回の運航支援を実施する事によって、3月末までの冬季スケジュールを通してしっかりと路線を維持するとともに、この間、利用促進対策により利用実績を積み上げる事で、来年の夏季スケジュールにおける運航継続に繋げていきたいと考えています。

○よしまた議員

こちらは新規という事だったと思うんですけど、このグランドハンドリング業務への支援は大韓航空にとってどういう意味を持つ事となるんでしょうか。端的に言うと大韓航空側がぜひ支援してほしいという事だったのか、という事なんです。どういう支援の意味合いを持つかという事をお聞きします。

○奈良交通政策課長

路線運航支援の内容につきましては、三月末までの運航分48便に対して、グランドハンドリング料金航行援助施設利用料の二分の一を支援するというものでございます。この運航支援でございますが、路線を運航する大韓航空に対して運航に必要な直接的な経費を支援する事によりまして路線収支の改善を図るものです。

これによりまして、来年夏季スケジュールにおける今期3便の継続と、来年の夏季スケジュールにおける運航の継続といったものをはかっていきたいという風に考えてございます。

○よしまた議員

この支援が、週3便ですね。この維持に繋がるのかという事でお聞きした訳で。それを狙いにしているという事でした。

利用促進対策は利用者が使えるようにと、路線運航支援というのは路線そのものが残るようにという事でしたので、それぞれ効果がしっかり出るようお願いしたいと思います。

昨日も質疑本会議場でやっていましたが、時限的なもので良いのかという事は当然出てくると思いますので、今回は時限的なもので提案されてますが、その時はまた条件が出てくるでしょうから、対応して戴きたいと思えます。

今日の日韓の問題もありますし、私達としては友好を願うという立場から本議案には賛成したいという風に思っています。ぜひ効果が出るようにやって頂きたいなと思えます。

なお、付託されている議案との関係で、人件費の関係はすべからず賛成するという事ですが、第5号については、並行在来線の経営分離という問題が根底にありますので、この点はやっぱり容認できない。これは賛同できないと述べて終わりたいと思えます。

【所管事項】

○よしまた議員

10月に消費税が増税され、県経済にどうという影響を及ぼすのかと危惧していましたが、県が県内景気への影響を探るために特別調査を行っているという記事を見ました。この問題を取り上げます。

県景気ウォッチャー調査を特別に行ったという事ですが、何を目的にした調査だったのでしょうか。

○井沼統計分析課長

県では統計データの数値ではあらわれにくい生活実感に基づく景気の良し悪しを把握するため、家計関連、企業関連、雇用関連の各分野で、地域における景気動向を敏感に感じ取ることができる小売り・飲食・サービス・製造などの業種に従事する県内100名の方を対象に、四半期ごとに、景気の現状と先行きについて景気ウォッチャー調査を実施しております。

これに加えて県内の景気に影響を与えるとされる出来事に関連して、必要に応じ特別調査を実施する事があり、令和元年10月に実施した特別調査に付きましては、10月、11日の消費税率引き上げによる県内の消費動向への影響を把握することを目的として実施したものです。

なお今回の特別調査に付きましては、消費税率引き上げ前の動きに対する判断を把握するほか、引き上げ後1年間の消費動向の変化に対する判断を見るため、四半期ごとに実施する通常の調査に合わせまして、令和2年10月期まで継続して実施することとしております。

○よしまた議員

生活実感に基づいて、それから消費動向を調査する。生活実感に基づいた消費動向が分かるという事だと思いますが。今度の調査結果について概要で構いませんので報告ください。

○井沼統計分析課長

概要についてお答えいたします。

今回実施いたしました特別調査におきましては、消費税率引き上げによる駆け込み需要に対する判断し、消費税率引き上げ後から調査時までの消費動向の変化に対する判断、消費税率引き上げによる今後の消費動向の変化に対する判断の3項目を調査しております。

まず消費税率引き上げによる駆け込み需要に対する判断は、「駆け込み需要があった」「どちらかと言えばあった」との回答が合わせて36.3%となったのに対し、「駆け込み需要が無かった」「どちらかと言えば無かった」と

の回答を合わせて51.5%と半数を占めました。

なお平成26年4月の前回消費税率引き上げ時も同様な調査を行っており、その結果と比べますと、「駆け込み需要があった」「どちらかと言えばあった」との回答が、21.82ポイントの減に対し、「駆け込み需要が無かった」「どちらかと言えば無かった」との回答は、19.9ポイントの増となりました。前回の調査では、「駆け込み需要があった」「どちらかと言えばあった」の回答が半数を占めておりましたので、今回の結果は、それとは逆の傾向を示したという事になります。

また業種別にみますと、百貨店・スーパー・家電量販店・住宅建設販売等で駆け込み需要を実感した回答が多かったに対し、ガソリンスタンドを除く、サービス業・飲食業・清掃業等では、駆け込み需要を実感しなかった回答が多い傾向となりました。

次に消費税率引き上げ後の消費動向の変化に対する判断に付きましては、今回初めて調査したもので、消費税率引き上げから後、間もない中での回答ではありますが、調査時までの変化に対する判断については、「どちらとも言えない」が57.1%と半数を占め、次いで「どちらかと言えば下向きの変化があった」が26.5%、「下向きの変化があった」12.2%となりました。

また今後の消費動向の変化に対する見通しについては、「どちらとも言えない」が42.4%、次いで「どちらかと言えば下向きに変化する」が41.4%、「下向きに変化する」が14.1%となりました。

今回の特別調査に付きましては、令和2年10月期まで継続して実施するという事で、引き続き、消費税率引き上げによる県内の消費動向の変化の状況を把握して参ります。

○よしまた議員

調査は100人を対象に行っていて、99%の回答。単純計算で99人の回答だと思うんです。このサンプル数は統計上有意と考えて良いですね？

○井沼統計分析課長

統計的に有意と言うことで、統計指標に数値化して活用しているところでございます。

○よしまた議員

この調査は大変良いんですよ。

駆け込み需要に関して言うと、前回消費税増税時と比較してデータが出ていて、お答えあったように、駆け込み需要については真逆の傾向が出たという事でよく分かる調査になっていると思う。

部門ごとにも色々出ていまして、先ほど大きくはおっしゃいましたが、例えばスナックやホテルや旅館・美容院などは、「駆け込み需要があった」または「どちらかと言えばあった」という答えが1%もない。ほぼ無い。まったく無かった。

それと3カ月後の消費動向の予測を聞いた項目ですが、「上向きに変化する」はゼロ、「どちらかと言えば上向きに変化する」と答えた方が2%。実数にすると97～8人は上向きになるとは思っていない。消費が良くなると思ってる人は極めて稀だと。2、3人だという事ですよ——という事もわかりました。

消費税増税が県民の消費動向、あるいはその先行きに、深刻な影響を与えているという事が分かります。消費税増税が県民の消費動向あるいはその先行きに深刻な影響を与えているという事が分かります。

先ほど答弁ありましたので聞きませんが、これは来年の10月までですか？ 継続して行われるという事ですから、そういう努力をして頂きたいなと思います。

(ここまでは) 特別調査について聞きましたが、通常の景気ウォッチャー調査も出ています。こちらの方は現状判断DIあるいは先行き判断DIが調査されていますが、現状判断DIというのはどういう指標と考えると良いのでしょうか？

○井沼統計分析課長

四半期ごとに把握している景気ウォッチャーによる景況感を基に、統計指標として活用できるよう現状判断DIと先行き判断DI

を算出しております。

この内、現状判断DIというものは、3カ月前と比べた調査時の景気の現状に対する判断を表す指標であり、景気が良くなっている・やや良くなっている・変わらない・やや悪くなっている・悪くなっているの5つの判断を、それぞれ1から0までの5段階に点数化し算出したものです。

なお現状判断DIが与える値は0から100までの間となりますが、全員が「変わらない」と回答した場合、DI値は50となるため、50が景気の方角性を表す目安となります。

○よしまた議員

(その) 数字が最近どういう風に変化しているのでしょうか？

○井沼統計分析課長

平成22年1月期以降、10年間の現状判断DIの動きを見ますと、東日本大震災直後の平成23年4月期には、14.6と大きく下振れしましたが、概ね45～55までの間の値となる事が多くなっています。

なお直近で申しますと、DI値が50を超えたのは平成30年1月期の51.3であり、その後3期連続でやや下振れとなりました。

今年の状況につきましては、1月期は前期比2.4ポイント増の46.7、4月期は1.1ポイント増の47.8と上向いたものの、令和元年7月期は1.3ポイント減の46.5、そして10月期は6.3ポイント減の40.2となり、7期連続で50を下回っております。

景気ウォッチャー調査の結果は、その時々に応じて、調査から結果公表まで最も早くやれる景気指標であり、生活実感に基づくものとしてその動きを注視しながら、各種経済指標と合わせ県内の景気動向の的確な把握に努めて参りたいと思います。

○よしまた議員

先ほど答弁があったように、50って言うのが一つの目安になるんですね、このDIは。先ほどおっしゃった平成23年度以降の数字で言うと、東日本大震災以降の数字で言うと50を上回った所というのがあるにはあるが、

そんなに多くはないですね、50を超えた所は。

ところが更に10月が40.2となると、東日本大震災後の2011年4月調査以降で2番目の悪さです。しかも先行き判断DIはそれよりさらに落ち込む予想で33.8。33.8となると、東日本大震災後最悪になるんですね。それほどまでに足元の数字は落ち込んでいます。先ほども言いましたが、消費動向の先行きも暗いと、これが県経済の実情だという風に思うんです。

私たちは最大の景気対策は消費減税だということで頑張りたいと思いますが、安倍内閣が25兆円ですか、緊急対策（をすると）。それだけお金があるなら増税しなくても良かったじゃないかと私は思うんですけど、本当に深刻な実態があると思います。1997年以降、家計と消費の冷え込みが続いており、ここを解決しない限り、県経済の先行きはないという事を強調しておきます。

ぜひ統計データ上の努力続けて頂きたいなと思います。以上です。

《危機管理局に関連する質問》

【所管事項】

○よしまた議員

最初にF16の模擬弾落下事案についてお聞きします。知事報告にもあった件です。

この落下した模擬弾の危険性や民有地に落下した事についての県の見解については、繰り返し答弁もされてきました。

それを前提にやりたいと思うんですが、今日の地元紙にちょうど一カ月経ったという事で、様々な動きが報道されています。

書かれている事は色々あって、米軍の動きが鈍いだとか、今後こういう風にするつもりだとか色々書かれているんですが、お聞きしたいのは県が現状をどう米軍の動きとして掴んでいるかという事についてお尋ねします。

○古川防災危機管理局長

落下した模擬弾について防衛省に確認した

ところ、コンクリート製で爆発の心配はなく重量が約226kgとの事です。

この模擬弾につきましては捜索中という事でございまして、まだ見つかっていない、発見されていないと言うような状況でございます。

県と致しましては、このような模擬弾が民有地に落下した事につきまして、これまでも本会議でお答えしてきた通り、一步間違えば大変な惨事になりえたという事でございまして、あってはならない事と認識しております。

県と致しましては、落下した原因の究明、そして再発防止策というものが非常に大事だと思っております。引き続き防衛省との関係機関等を通じて米軍の対応等を把握するとともに、事態の推移を見極めながら関係自治体と連携して適切に対応していきたいと考えております。

○よしまた議員

事実関係だけお聞きします。

これは11月6日18時37分頃という事です。暗い時間帯、夜間の時間帯だったと思いますが、これは夜間にこうした飛行を行っていたという事があったという事は確認できますね。

○古川防災危機管理局長

どのように飛んで行ったかという事についてはですね、まだ詳細については承知してございません。

○よしまた議員

18時37分頃の発生だという風になると夜ですよ、という事を聞いたんですけど、お答えください。

○古川防災危機管理局長

はい。事案の発生時期とすれば、その通り承知しております。

○よしまた議員

飛行だけしていたのか、訓練をともなっていたのかというのは今はわからない訳ですけど、少なくとも夜に飛んでいた事は確認しま

した。

もう一つ確認ですが、コンクリート製の模擬弾 226kgだと、さらに爆発の危険はない、こういう要素が分かっている訳ですが、これらはすべて米軍の発表によるものだと認識して良いですね。

○古川防災危機管理局長

基本的には防衛省に通報を通じて、確認した事でございます。

○よしまた議員

基本的な事実ですので、それぞれ確認をしました。

県は再三、原因究明と再発防止策が講じられるまでは模擬弾を抱えた飛行訓練は自粛するという事を求めています。

しかし、実際には模擬弾を抱えているかどうか分からないですけど、飛行も演習もデモフライトも行われている。

デモフライトについては、その度に県が（飛行禁止の）要請をされている、（事故後は）多分2回やられていると思うんですけど、事案発生後、少なくとも模擬弾が回収されなければ模擬弾だったかどうかすらも証明できない訳です。

いまのところ防衛省を通じて米軍からそう聞いているという範囲ですから、従って県が原因究明と再発防止策が講じられるまでは、模擬弾を抱えた飛行訓練は自粛するようにと、この要請は模擬弾の回収が大前提になる事と思いますがいかがでしょう。

○古川防災危機管理課長

県では米軍司令官に対し、原因究明と再発防止策が講じられるまで、F16の模擬弾を使用した訓練を自粛するよう文書で要請したところでございます。

原因究明について模擬弾を回収するために、米軍では捜索中という風に聞いてございます。

事故の原因についても、米軍の方で調査中との事でございます。

原因究明と再発防止について、防衛省でも米軍に求めており、原因等について防衛省に

説明があった場合には速やかに関係自治体に情報提供するという風に聞いてございます。

○よしまた議員

この事案を受けた我が党の立場については、安藤議員が一般質問でやられていたので繰り返しません。

いま私が言っているのは、県がおっしゃっているライン——つまり原因究明と再発防止策が講じられるまで、模擬弾を用いた飛行訓練は自粛するようと言うのは、県自身がおっしゃってる。私もそう思います、最低限の話としてそう思います。

県自身がおっしゃっている事は、それをやるためには、模擬弾が回収されないと、少なくとも模擬弾だったのかも証明できないし、再発防止や原因究明に至らないですよと言う事を聞いた訳です。

県自身がですね、要請したこの点が貫かれるようにぜひお願いをしたいと思います。

続けますが、これは先月もやったんですけど原子力施設の上空における航空機の飛行について伺いたいと思うんです。

申し訳ないですけど繰り返しますが、電気事業者は原子力施設付近を航空機が飛行した場合、原子力規制委員会に報告する事になっています。

東通原発と六ヶ所再処理工場に限定してみると、2013年11月以降の6年間で、東通で20件、再処理工場は5件確認されています。

この20件と5件というのは、これも繰り返しですが、必ずしも戦闘機や米軍だと言う事を意味しません。ほかのケースもあるだろうと。しかしそれが疑われるケースも存在します。

お聞きしたいのは、戦闘機かどうかと言うのは別にして、航空機一般の話として、原子力施設の上空の飛行はどのように規制されているでしょうか。

○安田原子力安全対策課長

航空機の規制についてですが、原子力施設付近の上空の飛行については、できる限りこれを避けるよう国土交通省及び防衛省から運

航者に指導等がなされており、具体的には民間機については、昭和44年7月の運輸省航空局長から地方航空局長への通知において、施設付近の上空の飛行はできる限り避けさせる事、施設付近の上空について法令に定める最低安全高度以下の飛行に係る許可を行わない事、自衛隊機については昭和43年10月の防衛局から陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の通知において、すべての原子力施設についてその上空は避けて飛行し、やむを得ずその上空を飛行する場合においても、航空機により施設に危険を及ぼす事のない方法で飛行する事とされています。

また、米軍機については平成11年1月の在日米軍による低空飛行訓練に関する日米合同委員会において、低空飛行の間、在日米軍の航空機が原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を安全かつ実質的な形で回避する事とされています。

○よしまた議員

今の答弁ですと、自衛隊は飛ばないようにと言う事になっていると。民間機もそういう場合もあるが安全高度以下は行わないようになっていて。

米軍については要請はしているという感じだと思うんですが、民間航空機の安全高度というのは1500メートルですか。

○貝守危機管理局長

最低安全高度は約150メートルでございます。

○よしまた議員

桁を間違えてました。150メートルでした。そういう飛行の規制がされているという事が分かりました。

でも実際は飛んでいると、そうすると空から色々落ちてくる事がやっぱり心配なんです。

そこで六ヶ所再処理工場や東通原発について、航空機落下に対する防護はどうなっているのでしょうか。

○安田原子力安全対策課長

航空トラフィックに関する防護についてですが、六ヶ所再処理工場及び東通原子力発電所については現在、国の新規制基準適合性に係る審査が進められており、航空機落下の対応も審査の対象となっています。

六ヶ所再処理工場については、日本原燃株式会社によりますと、国が定めた基準を参考に航空機落下確率を評価したところ、 6.2×10^{-8} のマイナス8乗であり、建屋への航空機落下に係る防護設計の要否を判断する基準である 10^{-7} のマイナス7乗を下回ることから、航空機落下に係る防護設計は要しない。敷地内への航空機落下による航空機燃料火災や故意による航空機落下を想定し、消防車や放水砲を配備するとともに、消火活動のための体制を整備する事などの対策を講じている。F16戦闘機等が衝突した場合でも建屋の貫通を防止できるよう設計されているとの説明をしているとの事です。

また、東通原子力発電所については東北電力株式会社によりますと、航空機落下確率は約 5.7×10^{-8} のマイナス8乗と、判断基準である 10^{-7} のマイナス7乗を下回る事から、航空機落下に係る防護設計は要しない。電源車や大容量ポンプ車、消防車などの可搬型設備も含め、多様な重大事故と対処設備や対処手順の整備するなどの対策を講じているとの事であり、これらについては今後も審査会合で確認されるものと認識しています。

○よしまた議員

いま縷々説明がございましたが、元々の設計思想が航空機落下確率に基づいて設計上考慮する必要が無いというのが元々の設計思想だという事ですね。

その上で、再処理工場については落ちてても大丈夫という趣旨の答弁だったと思うんですが、テロ対策との関係で特定重大事故等対処施設という事も必要だよと、いわゆる特重施設ですねと言われてると思いますが、東通はどうなっていますか。

○安田原子力安全対策課長

その施設についてはいま審査の途中でありますけれども、設置する予定となっております。

す。

○よしまた議員

設置する予定だと。つまりですね、航空機落下確率に基づいた設計上考慮する必要が無いという基本設計はそのままに、だけど様々な形で対応すると。

重力とともに——重さとともに燃料の燃焼に耐えられる強度も持っているという事も、様々審査されているという事のように。

但し、特定重大事故等対象施設——特重施設は5年でしたか、猶予期間が設けられていまして、先程もあったように、そういう予定だという風に現瞬間それがあつた訳ではないと、言うことで大変心許無い。こういう事故も起きたこと、しかも東通や再処理工場から遠からぬ所で起きている。それが繰り返されている事をしっかり受け止めて、県としても見定めていく必要があるという事を訴えておきます。

米軍機に話を戻しますと、先月も指摘しましたが、そもそも自国の空を他国の飛行機が、それも軍用機が、事前通告どころか事後の報告もなく、一切の規制もないまま飛行ができる国は極めて例外的です。

米軍が飛んでいるかどうかというのは音でしか分からない訳ですね。

事後的にも分かりません。(米軍は) 教えてください。こういう国は(世界には)ない。

オーストラリアのケースを紹介すると、航空管制を当然やってるとともに、米軍に対しても(航空管制を)適用するとともに、ヘリにまで検疫の国内法が適用されますので、訓練のために飛来したヘリをいったん分解し、洗浄し、組み立て直すという事までやっています。20日間かけて、生物との関係ですね。

同盟国だという理由で、自由勝手に飛行できるという世界の常識は存在しません。

F16を始めとする相次ぐ事故の危険から県民を守るためには、地位協定の改定も必須です。すし最低限必要だという事を強調して終わります。